



秋厚労ニュース

NO1907号

2019年6月5日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

年間手当の団体交渉

6月18日

(火)

JAビル8階 中会議室

午後1時30分～中央委員会 (ストライキ権批准投票の開票)

午後3時30分～団体交渉

《年間手当に関する要求》

(本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当)×5.0ヶ月

	内訳	支給日	基準日
夏期	2.0ヶ月	7月15日	7月15日
年末	2.5ヶ月	12月15日	12月15日
年度末	0.5ヶ月	3月31日	3月31日

《団体交渉に関連する日程》

6月19日(水) 早朝集会など

要求は年間5.0ヶ月

4月6日(土)の中央委員会では、年間手当要求について各支部の討議結果を集約し、話し合いました。

これを基に、今年の年間手当要求は「夏期5.0ヶ月、年末2.5ヶ月、年度末0.5ヶ月」に決定。合計で「年間5.0ヶ月」を要求します。

参加しやすいように 日程を早く決める

秋厚労は、たくさんの方が参加しやすいように、団体交渉の日程を早く決めるよう努めています。今回

の要求も、回答指定日の2ヶ月前に提出。経営者には、団体交渉日を早めに決めてほしいと依頼しました。しかし残念ながら、団体交渉日が決まったのは、5月22日でした。

ここ数年、交渉参加人数は徐々に増加。その中で、「忌引き休暇の分割取得」「医療職Ⅱの採用試験前倒し」等の要求が実現しました。「内外の人が働きたいと思うような職場」をつくるために、たくさんの方が経営者に現場の状況を伝え、一緒に交渉することが重要です。当日は、職場から代

58歳以上の不利益改善めざす

秋田県厚生連には「58歳以上の不利益(年間手当9割支給、定期昇給の停止、退職金の算定年数から58歳以上の在職年数が除外)」が存在します。

秋厚労は全職員に関わる問題として、30年以上改善を求め続け、ここ数年、58歳以上の年間手当支給割合は2割引き上げられました。今回の交渉でも、「58

表を送り出してください。



2018年6月19日の団体交渉の様子

歳以上の不利益」改善を強く訴えます。

早期集会

要求への関心示す運動

団体交渉の翌日には、各支部で「早朝集会」などを開催します。ストライキ権批准投票とあわせて、団体交渉に直接参加できない人が「要求への関心の高さ」を示す運動の一つです。